

香里小学校 P T A 規約（附則） 新旧対照表

2025年12月6日

対象	編集分類	ページ	章	条	項	改正前	改正後	改正趣旨
附則	変更	5	－	1	1	各学年の保護者よりクラス数と同数の生活指導委員及び1年生から5年生について、 <u>クラス数と同数の選出委員を選出する。</u>	各学年の保護者よりクラス数と同数の生活指導委員を選出する。	新たな委員構成に合わせた文言の変更・追加
	変更	5	－	1	2	全学年の保護者より、8名以内のふれあい委員を選出する。	全学年の保護者より8名以内のふれあい委員、及び2名以上の6年生の保護者を <u>含む6名以内の選出委員を選出する。</u>	
	変更	5	－	1	6	2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とすることができる。 <u>当該委員が免除を受ける場合には、委員選出Webフォームにて辞退を申し出るものとする。</u>	2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査の <u>免除対象となる。ただし、委員選出Webフォームにて選出対象への変更を申し出ることができる。</u>	選出免除対象変更に合わせて文言の変更・追加
	変更	5	－	1	7	対象児童において委員を経験した会員は、翌年度以降の選出時、 <u>委員選出Webフォームにて辞退を申し出ることができる。</u>	対象児童において委員を経験した会員は、翌年度以降の選出時、 <u>免除対象となる。ただし、委員選出Webフォームにて選出対象への変更を申し出ることができる。</u>	
	変更	5	－	1	8	当年度の委員は、翌年度の委員選出時、前項に加え、当該会員の家庭の全ての児	当年度の委員は、翌年度の委員選出時、前項に加え、当該会員の家庭の全ての児	

						童において<u>委員選出Webフォームにて</u> <u>辞退を申し出ることができる。</u>なお、選 出委員は、その任務に公正を期すため、 本項の規定に関わらず翌年度の委員選出 の対象外とする。	童において<u>免除対象となる。ただし、委 員選出Webフォームにて選出対象への 変更を申し出ることができる。</u>なお、 選出委員は、その任務に公正を期すた め、本項の規定に関わらず翌年度の委員 選出の対象外とする。	
	変更	6	—	2	3	2008年度以降の本部役員経験者は、 一家庭において全ての役員、委員、会計 監査を免除とすることができる。当該会 員が免除を受ける場合には、役員選出W ebフォームにて役員選出を辞退する旨 を申し出るものとする。	2008年度以降の本部役員経験者は、 一家庭において全ての役員、委員、会計 監査の免除対象となる。ただし、役員選 出Webフォームにて選出対象への変更 を申し出ることができる。	
	変更	6	—	2	4	当年度の委員は、翌年度の役員及び会計 監査選出時、当該会員の家庭の全ての児 童において<u>役員選出Webフォームにて 選出辞退を申し出ることができる。</u>な お、選出委員は、その任務に公正を期す ため、本項の規定に関わらず翌年度の役 員及び会計監査選出の対象外とする。	当年度の委員は、翌年度の役員及び会計 監査選出時、当該会員の家庭の全ての児 童において<u>免除対象となる。ただし、役 員選出Webフォームにて選出対象への 変更を申し出ることができる。</u>なお、 選出委員は、その任務に公正を期すた め、本項の規定に関わらず翌年度の役員 及び会計監査選出の対象外とする。	
	追加	8	—	9	—	(追加)	2025（令和7）年12月6日一部改 正、同日施行する。	